

藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

制定 令和3年4月1日

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、藤沢市立学校の適正規模及び適正配置について検討し、子どもたちにとってよりよい学校教育環境の整備に取り組むため、藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育長の諮問に応じ、次に挙げる事項について協議し、その結果を教育長に答申するものとする。

- (1) 市立小中学校の通学区域、適正配置、適正規模の基本的な考え方となる「基本方針」の策定に関する事
- (2) 市立小中学校の通学区域、適正配置、適正規模の具体的な施策となる「実施計画」の策定に関する事
- (3) その他、教育委員会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 藤沢市立小中学校の児童生徒の保護者の代表
- (4) 藤沢市立小学校長会、藤沢市立中学校長会、藤沢市立特別支援学校の代表
- (5) その他、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から実施計画策定の日までとする。

2 委員が退職等により、欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 検討委員会の委員謝礼額は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年藤沢市規則第22号)第2条第2項の規定に準ずる額とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関わる必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。